

令和2年4月15日

仙台市立中学校2・3年生  
保護者の皆様

仙台市教育委員会

## 新型コロナウイルス感染防止のための臨時休業等について（お知らせ）

現在、仙台市内において新型コロナウイルス感染者が連続して発生していることを踏まえ、新学期の教育活動を1週間延期し、状況を注視してまいりました。

しかしながら、市内においては感染者が引き続き発生している状況であり、感染者の発生を極力抑制することが最優先に求められている局面です。また、国においては、緊急事態宣言が発出され、対象地域である首都圏と高速交通網で直結している本市は、感染拡大を最大限警戒すべき状況となりました。

これらのことを踏まえ、本市におきましては、始業式を実施した後、5月6日（水）まで臨時休業といたします。

つきましては、趣旨をご理解いただくとともに、引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止とお子様の健康管理にご協力くださいますようお願い申し上げます。

### 記

1 休業期間 令和2年4月16日（木）～ 5月6日（水）

2 小学1～4年生及び小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の受け入れについて

保護者の方が仕事等により休めず、自宅等で一人で過ごす標記児童生徒については、学校で、通常の在校時間により居場所の確保を行うこととします。給食の提供はありませんので、必要に応じて、弁当を持参させてください。

ただし、新入学児童につきましては、午前中までといたします。

3 休業期間中の過ごし方等について

(1) 臨時登校日について

- ・児童生徒の健康状態の把握や、家庭学習についての連絡等のため、週1日程度の臨時登校日を設けます。なお、臨時登校日に関しては、休んでも「欠席」扱いにはなりません。

(2) 家庭学習について

- ・家庭において取り組める課題について、学校からお知らせします。

(3) 部活動等について

- ・臨時休業期間中の部活動等は、行わないものとします。

(4) 不要不急の外出の自粛について

- ・休業期間中は、散歩や軽い運動を行うことは差し支えありませんが、不要不急の外出は控え、人の集まるところに行くことは避けさせてください。

(5) お子様等の健康状態について

- ・休業期間中は、毎朝お子さんの体調を観察するとともに、検温するなど、健康状態の把握に努めてください。
- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさや息苦しさがある場合等は、**仙台市・宮城県の電話相談窓口 コールセンター (Tel.022-211-3883, 022-211-2882)**に相談し、状況を説明の上指示を受けてください。
- ・お子様が、**新型コロナウイルス感染症にり患した又は保健所の疫学調査の結果、感染者の濃厚接触者と特定された場合は、学校へ連絡をしてください。**
- ・お子様のほか、同居の家族に新型コロナウイルスの感染者（濃厚接触者を含む）が発生した場合は、学校にも情報提供いただきますようお願いいたします。

#### 4 学校再開後における感染予防について

(1) 「出席停止」扱いについて

お子様の体調が優れない場合のほか、保護者の方が不安を感じてお子様を登校させない場合にも「出席停止」扱い（「欠席」と扱われません。）といたします。

(2) 学校における感染予防等について

学校におきましては、今後とも石けんでの手洗いの励行、アルコールによる手指消毒、検温、咳エチケット（感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って口や鼻をおさえること）等の感染予防に努めてまいりますので、各家庭におかれましても引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

<参考>マスクの作り方（文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」内）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_00460.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html)

1, 2, 3(1)(2)について 担当：教育指導課 教育課程係 3(3)～(5), 4について 担当：健康教育課 保健体育係
--